

6・2 船舶の安全運航関連

6・2・1 こませ網漁業航行安全対策

瀬戸内海備讃瀬戸海域では、毎年2月から9月の間、こませ網漁業盛漁期に航路が全面閉塞される状態がしばしば発生している。

このため、当協会は、関係団体（日本水先人会連合会、日本船長協会、日本旅客船協会、全日本海員組合、日本内航海運組合総連合会）とともに海上交通による物資の安定輸送維持および安全な可航水域の確保について海上保安庁に陳情するとともに、瀬戸内海を管轄する同庁関係者および水産業を管轄する香川県庁に対して当該海域の航行安全対策への協力を毎年要請している。

一方、2009年以降、内海水先区水先人会は、船舶の安全を理由に、原則として航路外や反対航路の通航を取りやめている。

この結果、2020年は、2月4日から8月31日までの210日間の漁業盛業期間中、航路内を安全に航行するための可航幅が確保できず、7隻の船が当日の航路入航を断念、また大角沖に3隻の船舶が入航時間調整し、26隻が出港取りやめ若しくは出港時間の調整を強いられる結果となった。その他運航スケジュール微調整等を含めると延べ約49件に及ぶ運航調整事例が発生し、物資の安定輸送や地元経済に影響が出ている。

6・2・2 ポートステートコントロール(PSC)

2020年におけるパリ MOU、東京 MOU の活動の概要は以下のとおりである。

1. パリ MOU の活動の概要 (<http://www.parismou.org/>)

2020年は、パリ MOU 域内で延べ13,148隻(2019年:17,913隻)の船舶に対してPSC検査が実施された。このうち拘留された船舶は369隻(2019年:531隻)となり、検査隻数に対する拘留率は2.81%で前年と比較し約0.15%減少となっている。

【パリ MOU 加盟国(27か国)】

ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国

2. 東京 MOU の活動の概要 (<http://www.tokyo-mou.org/>)

2020年は、19,415隻の船舶に対して検査が実施され、このうち9,763隻で欠陥が指摘された。拘留された船舶は493隻となり、検査隻数に対する拘留率は2.54%と前年比約0.56%減少している。

【東京 MOU 加盟国(21か国)】

豪州、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガ

ポール、ソロモン諸島、タイ、バヌアツ、ベトナム

6・2・3 モーリシャス座礁事故

2020年7月25日にモーリシャス沿岸のサンゴ礁に座礁した「WAKASHIO」号は、座礁中に荒天のため船体損傷が発生した。損傷により燃料油が流出し、海洋および沿岸区域に油濁が発生したため、国際的な問題に発展することとなった。同船の船主は当協会非会員の日本の会社であったが、運航者が協会の会員である商船三井であったことから、協会も関与することとなった。油濁対応ならびに船体撤去（2021年3月末も継続中）は船主責任で対応したが、用船者としての社会的な責任から商船三井でも、モーリシャスに連絡事務所を設置するなど、同国への支援を展開した。事故原因は、船員の不注意によるものであったことから、国土交通省でも再発防止対策に関する注意喚起を行い、当協会でも、内容の確認を行ったほか、会員周知を行い再発防止に努めるよう啓発を行った。

6・2・4 スエズ運河座礁事故

2021年3月23日にスエズ運河を北航中のコンテナ船EVER GIVEN号（正栄汽船所有、エバーグリーン社運航）が、強風ほかの原因（原因については調査中）にて座礁事故を起こした。この座礁により、全長400mの船体が、東向きに航路を閉塞する状況となった。

離礁作業が試みられるも、作業は難航したが、3月29日に離礁に成功し、同日18時（現地時間）より通航が再開した。

この間、協会では、メディア対応をはじめ、滞留状況を確認し、国土交通省に情報提供を行うなどの対応をとったほか、状況について、確認できる範囲で会員に情報を提供した。なお、スエズ運河が閉鎖されたのは、1974年の第4次中東戦争以来である（1975年6月に再開）。